

石川県公報

令和4年12月9日

第13565号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		選挙管理委員会	
○自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定 (道路整備課)	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	2
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	1	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	2
		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	3

告 示

石川県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、令和4年12月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年12月9日

石川県知事 馳 浩

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	かほく市白尾ム2番14地先から かほく市白尾ム2番14地先まで	令和4年12月9日	県央土木総合事務所 維持管理課

石川県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月9日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
小松市	小松都市計画下水道事業小松公共下水道 (中央処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和40年7月31日から 令和8年3月31日まで

公 告

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月9日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦 覧 場 所
小松都市計画用途地域の変更	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年12月9日

石川県選挙管理委員会

18,821人

石川県選挙管理委員会告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年12月9日

石川県選挙管理委員会

217,626人

石川県選挙管理委員会告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年12月9日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,205人
七 尾 市 選 挙 区	14,319人
小 松 市 選 挙 区	29,328人
輪 島 市 選 挙 区	7,222人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	10,946人
加 賀 市 選 挙 区	18,147人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,532人
か ほ く 市 選 挙 区	9,928人
白 山 市 選 挙 区	31,083人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,099人
野 々 市 市 選 挙 区	14,687人
河 北 郡 選 挙 区	17,691人

羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,598人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,886人

石川県選挙管理委員会告示第135号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年12月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,626人

